

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 7 月 7 日 (金) 第3329号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 1
- 国土調査の指定 (農地保全課取扱い) 2
- 証紙販売人の指定の解除 (会計課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 2

公 告

- 平成29年度クリーニング師試験公告 (生活衛生課取扱い) 2
- 平成29年度職業訓練指導員試験公告 (雇用労政課取扱い) 4
- 落札者等の公告 (消防保安課取扱い) 6

公 安 委 員 会 規 則

- 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (※) (地域課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第787号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
健美堂薬局中央店	霧島市国分中央一丁目25-17	平成29年8月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第788号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
		変 更 前	変 更 後	
あおい薬局 薩摩川内市中郷三丁目62番地	名称	株式会社あおい薬局	あおい薬局	育成医療・更生医療

あおい薬局 曾於市末吉町二之方2128	名称	株式会社あお い薬局	あおい薬局	育成医療・更 生医療
------------------------	----	---------------	-------	---------------

鹿児島県告示第789号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成29年7月7日

鹿児島県知事 三反園訓

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成29年 6月27日	長島町	長島町蔵之元の一部	平成29年8月1日から 平成30年9月28日まで

鹿児島県告示第790号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成29年7月7日

鹿児島県知事 三反園訓

名称	住所	販売所の所在地	解除年月日
森商店 代表者 森啓樹	奄美市名瀬矢之脇町3 番7号	奄美市名瀬幸町25番8 号 奄美市役所内	平成29年6月30日

鹿児島地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年7月7日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
共同生活援助事業所セントラル	日置市伊集院町 妙円寺三丁目 2240番地8	一般社団法人福 C i t y	日置市伊集院町 徳重573番地26	勝田 久子	平成29年 7月1日	共同生活 援助

公 告

平成29年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成29年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成29年7月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 平成29年11月12日（日）午前10時20分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

(2) 実地試験

ア 期日 平成29年11月12日（日）午後1時から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験の科目

- (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (2) 実地試験
洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）
- 3 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手数料
7,200円
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書
 - ウ 受験資格を有することを証明する書類
 - エ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形（縦5センチメートル、横4センチメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。
 - (2) 提出書類等の提出先
 - ア 県内に居住する者
受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）
 - イ 県外に居住する者
鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
 - (3) 受験手数料の納付方法
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。
なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- 6 提出書類等の受付期間
平成29年9月1日（金）から同月29日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成29年9月29日の消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の用紙の交付
受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル（角形2号））を同封すること。
- 8 合格者の発表
合格者に対し、郵便により通知して行う。
- 9 その他
 - (1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各

保健所（指宿保健所，出水保健所，大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は，詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名，氏名及び生年月日は，戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は，必ず書留郵便によるものとし，その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

.....

平成29年度職業訓練指導員試験公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により，平成29年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成29年 7 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験の実施期日

(1) 学科試験

平成29年 9 月10日（日）

ア 指導方法 午前10時から午前11時まで

イ 関連学科 実施しない。

(2) 実技試験

実施しない。

2 試験の実施場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる免許職種

4 学科試験の科目

指導方法（職業訓練原理，教科指導法，訓練生の心理，生活指導及び職業訓練関係法規）

5 受験資格

試験を受けることができる者は，法第30条第3項に定める者であって，6に該当することにより，実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができる者とする。ただし，次のいずれかに該当する者は，試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け，当該取消しの日から2年を経過しない者

6 試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は，次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し，1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し，2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し，職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

7 試験手数料

学科試験 3,100円

8 受験手続

(1) 提出書類等

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ウ 受験資格を証明する書面

エ 試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受けることができる者であることを証明する書面

オ 試験手数料（鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納入すること。なお、受験申請書等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

9 提出書類等の受付期間

平成29年7月20日（木）から同年8月10日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成29年8月10日の消印のあるものまで受け付ける。

10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付

職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートルの角形2号）を同封すること。

11 受験票の交付

職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付する。

12 合否判定の基準

学科試験の指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、指導方法に限り合格とする。

13 合格者の発表

合格者の受験番号を平成29年9月29日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知して行う。

14 その他

(1) 試験についての照会（試験の合否に係るものを除く。）は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電話099-286-3019）に対して行うこと。

(2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格証書を返還させる。

(4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（科目の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示を行う場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年7月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

金属製品及び機械器具製造業関連の修理サービス（消防・防災ヘリコプター5年点検整備）一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県危機管理局消防保安課消防係
鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年5月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
鹿児島国際航空株式会社
鹿児島市山下町9番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
176,454,882円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

公安委員会規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月7日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第23号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表阿久根警察署の部阿久根中央交番の項中「西目」を「西目（分割）」に改め，同部大川駐在所の項中「阿久根市大川」の次に「，西目（分割）」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。